

1. 件名: 日本原子力研究開発機構大洗研究所の使用施設等の使用前確認に関する面談

2. 日時: 令和4年12月19日(月) 10時30分～11時10分

3. 場所: 原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所

燃料材料開発部 燃料材料開発部 燃料研究施設保全課 マネージャー

燃料材料開発部 燃料材料開発部 集合体試験課 マネージャー

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹他1名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所燃料研究棟について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項の規定に基づき、令和4年12月1日付けで使用前確認申請書の提出が2件あり、その内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

・911-D グローブボックスの核燃料物質最大取扱量の変更について

- ✓ 複数ユニットの臨界安全に係る検査は、隣接するグローブボックスとの端面間距離の確認だけでなく、変更許可申請書の評価に基づき、燃料研究棟内全ての単一ユニットの端面間距離について、使用施設等の技術基準に関する規則(以下「技術基準規則」という。)第4条第2号に適合することを、使用前検査で確認すること。

・保管廃棄施設の設置について

- ✓ 変更許可申請書において、保管廃棄施設(112号室)の床の仕上げについて、「除染作業が容易な樹脂系のシートを使用する」としていることから、当該床の仕上げが、技術基準規則第23条に適合することを、使用前検査で確認すること。
- ✓ 変更許可申請書において、保管廃棄施設(112号室)の床面積が約 30 m²

と記載され、また、審査書において、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとして使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第24条第2項第1号に適合しているとしていることから、変更許可申請書等での評価に基づき、112号室の保管廃棄するために必要な容量を有するものであることを、使用前検査で確認すること。

- ・今回の面談結果を踏まえ、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料：なし（令和4年12月6日受理 使用前確認申請書（令和4年12月1日付け 令04原機（速材）009）及び使用前確認申請書（令和4年12月1日付け 令04原機（速材）010）を使用）

以上